

各 位

会 社 名 幼 児 活 動 研 究 会 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 下 孝 一
(J A S D A Q ・ コ ー ド : 2 1 5 2)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 川 田 伸
電 話 番 号 0 3 - 6 6 8 5 - 0 7 3 3

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による 自己株式の買付けに関するお知らせ

(会社法第165条2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

当社は2020年2月28日開催の臨時取締役会において、以下のとおり、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行なう理由

資本効率の向上を通じ株主の皆様への利益還元を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得の方法

本日 (2020年2月28日) の終値 (最終特別気配を含む) 905円で、2020年3月2日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行う (その他の取引制度や取引時間への変更は行わない)。

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	800,000株 (上限) (発行済み株式数 (自己株式を除く) に対する割合 6.89%)
(3) 株式取得価額の総額	724,000,000円 (上限)
(4) 取得結果の公表	午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。

(注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

(注3) 当社は支配株主である取締役山下明子氏より、その保有する当社普通株式の一部(760,000株)をもって応ずる旨の連絡を受けております。

4. その他

本件自己株式の取得の結果によっては、当社の主要株主及び支配株主の異動が生じる可能性があります。当該事由の発生を認識した場合は、速やかにお知らせいたします。

(ご参考) 2020年1月31日時点での自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株を除く)	11,602,636株
自己株式	181,364株

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方策に関する指針と適合状況

本件自己株式取得は、当社の支配株主である取締役山下明子氏が売り手として参加することを予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。

当社が2019年6月26日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は、支配株主を1名(取締役1名)有しておりますが、上場会社としての社会的使命を第一義的にとらえ、あらゆる取引に関しまして、その公平性・明瞭性を重視しているため、支配株主との取引は原則として認めない方針としております。」

支配株主との取引については、原則として認めない方針としておりますが、本件自己株式の取得については、経営基盤の安定を目指しての安定株主対策として、取引方法・取引価格などの取引条件の妥当性、実質的利益相反の有無、意思決定の正当性や少数株主の利益を阻害していないか、などを独立役員が吟味し、問題が無い旨の報告を受けて、取締役会で最終的な決議を行うことにより、公正性を担保するとともに、少数株主の保護に配慮いたしました。なお、取締役会における当該議案においては、支配株主と利害関係のある取締役は、決議に参加はしていません。

(2) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公平性を担保するための措置として、当社はToSTNeT-3取引を利用し、前日の株価終値(基準値段を含む)での自己株式取得を行う予定です。利益相反を回避するための措置に関する事項として、利害関係を有する取締役である山下孝一氏、山下明子氏を除いた取締役4名(内、独立役員1名)及び監査役3名(内、独立役員2名)が出席した、2020年2月28日開催の臨時取締役会において審議及び決議を行っており、本件自己株式取得について、今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議が行われたこと、ならびに出席取締役4名全員一致により意義がないことを確認しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見

本件自己株式の取得に関する臨時取締役会の決議については、支配株主と利害関係のない独立役員である社外取締役大野俊一氏、社外監査役山寄正俊氏及び社外監査役曲渕博史氏から、資本効率の向上、機動的な資本政策遂行等を目的とするものであつて、少数株主に不利益を与える意図で行われるものではないこと、取締役会決議にあたっては、利害関係を有しない取締役のみをもって審議及び決議がなされることが予定されていて、取締役会の意思決定の公正さが担保されていること、そして自己株式の取得方法としても、「ToSTNet-3」が利用されて、他の株主にも売却の機会が平等に与えられ、取引条件の公平性が担保されていることなど、以上に鑑みて、当社の少数株主にとって不利益なものではなく、実質的な利益相反も存しないと認められる旨の意見書を、本日付で取得しております。

以上